

旧条例別表第3の6の項（地域振興のための工場区域に建築できる建築物）

都市計画法施行条例

別表第3の6の項 産業が停滞し、及び人口が減少していると認められる地域における雇用及び就業の機会の創出に資する工場又は研究所で規則で定めるもののうち、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと知事が認めるもの

都市計画に関する手続等を定める規則

別表第2の5の項 条例別表第3の6の項に規定する規則で定める工場又は研究所
先端的な科学技術に関する事業又は地場産業の振興に資する事業に係る工場又は研究所

審査基準

- 1 工場又は研究所とは、敷地内にある建築物の棟別の用途を踏まえた上で、敷地全体で判断される用途のことをいう。
- 2 先端的な科学技術に関する事業とは、先端的な科学技術を研究するための事業又は先端的な科学技術を応用した事業のことをいう。
- 3 地場産業の振興に資する事業とは、地域の経済基盤を活かした事業のことをいう。
- 4 周辺の地域における環境の保全を目的として、条例別表第3に定める建築物をより限定した建築物の用途が土地利用計画に定められており、知事がそれを適当であると認めて用途を限定し、区域を指定した場合は、当該制限に適合していること。
- 5 立地について、あらかじめ土地利用計画に基づき市町長と協議し、これを了したものであること。

運用基準

ア 先端的な科学技術に関する事業について

以下のいずれかの業種に関する事業であること。

医薬品製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子計測機製造業、電子応用装置製造業、電子機器用・通信機器用部分品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び類似業種（新素材産業、バイオテクノロジー関係産業、宇宙産業）

イ 地域の経済基盤を活かした事業について

経済基盤を活かした事業とは、以下のいずれかの場合をいう。

- (ア) 雇用者の過半数が当該市町内に居住する場合
- (イ) 自己の原材料、部品等の過半を当該市町内に存する事業所から購入している場合
- (ウ) 自己の生産物の過半を原料又は部品として当該市町内に存する事業所に納入している場合

添付図書

当基準に該当することは、次に掲げる添付図書により判断する。

- 1 理由書
- 2 業種、生産品目及び製造工程等をまとめた調書
- 3 地域の経済基盤を活かした事業であることを証する図書（雇用者の居住地リスト、主要取引先リスト等）
- 4 立地についての市町長の意見書及び事前協議の内容を記載した図書
- 5 その他特別な事情がある場合は、これを説明するために必要な図書